

京都市上下水道局告示第16号

下水道法第9条の規定に基づき、公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始することを告示します。

関係図書は、京都市上下水道局において一般の縦覧に供します。

令和元年6月26日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 山添 洋司

1 下水を排除すべき区域及び下水を処理すべき区域

- (1) 京都市伏見区向島西定請の一部
- (2) 京都市伏見区向島二本柳の一部
- (3) 京都市伏見区向島新上林の一部
- (4) 京都市伏見区向島上林町の一部

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和元年6月26日

3 排水施設の位置

- (1) 京都市伏見区向島西定請の一部
- (2) 京都市伏見区向島二本柳の一部
- (3) 京都市伏見区向島新上林の一部
- (4) 京都市伏見区向島上林町の一部

4 排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

京都府八幡市八幡焼木1番地

洛南浄化センター

(上下水道局下水道部管理課)